

第51回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 事業報告
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 「会社の支配に関する基本方針」
- 計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 監査報告
 - 「計算書類に係る会計監査報告」

第51期（2024年4月1日～2025年3月31日）

株式会社早稲田アカデミー

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

1. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）、社内関係部門及び会計監査人からの資料入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会は其の適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。
- ロ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査等委員会監査等基準及び監査等委員会監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けるものとする。
- ハ. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての監査及び評価を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査等委員会に適宜報告する。
- ニ. 取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。使用人の法令又は定款違反行為については社長が、取締役の法令又は定款違反行為については取締役会が、それぞれ具体的な処分を決定する。
- ホ. 反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理状況について、監査等委員会の監査を受けるものとする。
- ハ. 子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。当該報告資料は、当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社又は子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備し、損失を最小限にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、継続的に管理体制を監視し、改善を図る。

- . 経営上想定されるリスクの発生を未然に防止するための手続き、発生したリスクへの対応方法等を社内規程もしくは社内規則に定め、リスクマネジメントの強化を図る。
- ハ. 取締役は、担当職務の執行に係る経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。本部長及び部署長は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、担当職務におけるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直すとともに、担当取締役に適宜報告する。
- 二. 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるとともに、取締役会に適宜報告する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月1回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等での審議を経て、取締役会で執行決定を行う。
- ハ. 取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社及び子会社は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。又、当社と子会社間における取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- . 子会社各社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自社の規模、事業の性質その他企業個性及び特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。子会社の規程類は、当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
- ハ. 当社は関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理を行うものとする。当社及び子会社各社の取締役は、適切な内部統制システムの整備が行えるよう、意見交換し相互に協力するものとする。
- 二. 当社及び子会社の内部統制システムの構築及び管理の統括部署を経営企画部とし、監査及び評価の担当部署を内部監査室とする。内部監査室は、当社及び子会社の監査を定期的を実施することと合わせて、当社及び子会社を対象とした監査を包括的に実施することで、当社及び子会社の業務全般にわたる内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。
- ホ. 監査等委員会は、子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社及び子会社の連結経営に対応した企業集団の業務の適正を監視、監督する。又、監査を実効的かつ適正に行えるよう内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の信頼性に係る内部統制運用実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制に必要な仕組みを整備し、その有効な運用を行う体制を構築する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

⑧前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 前号の使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ロ. 前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて監査等委員会に報告するものとする。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
- 二. 監査等委員会は、内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

⑩監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。

ロ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員の少なくとも過半数は社外取締役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。

ロ. 監査等委員は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査等委員会が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

ハ. 監査等委員会は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・当事業年度においては定例取締役会12回、各決算期末及び臨時に開催した取締役会6回（合計18回）を開催し、取締役会規程並びに法令及び定款の定めに基づき、経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役は毎月職務の執行状況を取締役に報告いたしました。又、当社と利害関係を有しない社外取締役、監査等委員である取締役が毎回出席をし、取締役の職務執行の状況を監視・監督しております。
- ・内部監査室は、年間監査計画に基づき、「業務監査」「会計監査」「組織・制度監査」「内部統制システム評価」を実施し、監査結果を速やかに社長・担当取締役に報告するとともに、取締役会、監査等委員会に定期的に報告する体制を整備し、運用してまいりました。又、三様監査の実効性向上のため、監査等委員会・会計監査人との連携を図ってまいりました。
- ・監査等委員でない社外取締役及び全監査等委員は取締役会に加え、経営会議等の重要会議に出席又は資料閲覧するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び使用人から職務執行状況を聴取し、経営監督機能の強化及び向上を図っております。
- ・第三者機関を窓口とした内部通報制度として「社外リスクホットライン」を設置し、内部通報制度運用規程に基づき適切に運用するとともに、運用状況は取締役会において定期的に報告・確認されております。
- ・反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除対応マニュアル」に基づき、本社総務部が中心となって体制を整備するとともに、社内啓蒙に努めました。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の社内規程については、組織変更に対応して適時改定するとともに、定期的に見直しを行い、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制の維持に努めてまいりました。

③コンプライアンス体制の強化に向けての取り組みについて

- ・コンプライアンス体制の強化に向けて、社内研修やマニュアル等により従業員等への教育・啓蒙を行うとともに、階層に応じて必要な法令遵守に関する知識習得のための研修を実施しております。
- ・個人情報保護については、継続的な社員教育を行うとともに、内部監査室が各部署における管理状況をチェックし、必要に応じて指導を行いました。

④企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ・子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項については、当社取締役会の決裁を受ける体制を運用するとともに、子会社取締役は、毎月当社取締役会に各社の経営状況や職務執行状況の報告を行っております。又、内部監査室は、子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。
- ・各子会社の経営状態については、関係会社管理の主管部署である経営企画部が中心となり、適時に把握しております。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制について

- ・金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告にかかる内部統制システムを構築・運用するとともに、適時運用状況を確認し、有効性を確保するために必要に応じてメンテナンスを行っております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ・常勤監査等委員は取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、稟議書等の決裁書類や業務執行に関する重要書類の閲覧及び必要に応じ取締役及び使用人から職務執行状況の聴取等を行い、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ・監査等委員会は内部監査室及び会計監査人、子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、連携して監査の実効性確保を図っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。又、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもあります。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、前記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施してまいります。

イ. 当社の企業価値の源泉

当社は、1976年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の皆様の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努めております。

そして、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものであります。

当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが具現化され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企

業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えております。

ロ. 企業価値向上への取組み

当社は、収益を伸ばし企業価値を高めていくという企業体としての目的を達するのみならず、当社独自の付加価値を提供し続けることで、資源を持たない日本が世界の中で発展していくために必要とされる「優秀な人材」の育成に貢献し、我が国教育の充実や課題解決の一翼を担うことができるものと確信しております。そして、この取組みにより、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様の負託に応えていく所存です。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値向上を実現するべく、中期経営計画に定める施策に注力し、コア事業である学習塾経営の強化・拡大に加え、新規事業の創出も積極的に進め、教育企業No.1への成長を目指してまいります。

ハ. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織を構築して企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスが機能する企業倫理の確立、正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、企業統治が有効に機能する体制の構築を目指しております。

これまで当社は、この基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、ガバナンスが有効に機能する体制作りを努めてまいりました。今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

二. 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は、多数のステークホルダーの皆様にご支持頂くことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題のひとつと考えております。

今後も安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2009年5月29日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収への

対応方針)」（以下「本プラン」という。）の導入を決議し、直近では2024年6月25日開催の当社第50回定時株主総会において、一部変更を加えた上で、本プランを継続することを株主の皆様にご承認いただきました。

本プランは、大量買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付者との交渉の機会を確保することを目的としております。そして、大量買付者が本プランにおいて定められる手続きに従うことなく大量買付行為を行う場合や、大量買付者が本プランに定める手続きに従って大量買付行為を行う場合であっても、当社取締役会が当該大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、その買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する大量買付行為であると認められる場合に、当社取締役会によって対抗措置が講じられる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

本プランの対象となる当社株式の大量買付行為とは、買付け等の結果、a. 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計、又は、b. 当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが20%以上となる者（当該買付け等の前に a.又はb.のいずれかが20%以上である者を含む。）による買付け等又は買付け等の提案、若しくは、c. 上記 a.又は b.に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、（a）当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者若しくは特別関係者（以下本 c.において「株券等取得者等」という。）が、当社の他の株主（複数である場合を含む。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、

（b）当社の株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為としております。

本プランにおいては、対抗措置の発動又は不発動について取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会が、取締役会から独立した委員のみから構成される「独立委員会」の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定することとしております。又、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を、株主の皆様に行っていただきます。

なお、本プランの有効期間は2027年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

④前記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

前記②記載の取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、前記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

又、前記③に記載の取組みは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

更に、本プランは、

- ・ 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- ・ 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること
- ・ 株主意思を重視していること
- ・ 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
- ・ 合理的な客観的要件が設定されていること
- ・ 独立した地位にある専門家の助言を取得できること
- ・ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

等の理由から、前記①に記載の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日期首残高	2,014,172	2,019,962	10,201,239	△113,426	14,121,947
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△845,326		△845,326
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,338,913		2,338,913
自己株式の取得				△1,052,908	△1,052,908
自己株式の処分		75,790		375,087	450,877
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	75,790	1,493,586	△677,820	891,556
2025年3月31日期末残高	2,014,172	2,095,752	11,694,826	△791,246	15,013,504

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2024年4月1日期首残高	124,330	51,075	△33,460	141,945	-	14,263,893
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△845,326
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,338,913
自己株式の取得						△1,052,908
自己株式の処分						450,877
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	18,550	△5,652	16,340	29,238	-	29,238
連結会計年度中の変動額合計	18,550	△5,652	16,340	29,238	-	920,795
2025年3月31日期末残高	142,880	45,423	△17,119	171,184	-	15,184,688

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称 株式会社 野田学園
株式会社 水戸アカデミー
株式会社 集学舎
株式会社 幼児未来教育
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD 及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成においては、これら連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、それぞれの期末日現在の計算書類を採用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月

1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

ロ. 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充当するため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ヘ. 従業員株式給付引当金

「株式付与ESOP信託に関する株式交付規程」に基づく従業員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

イ. 授業・講習会・合宿等のサービスに係る収益認識

当該サービスの提供については、顧客である塾生に対して授業等を提供することを履行義務としており、顧客との契約に基づく受講期間において授業等を提供した時点で履行義務を充足していると判断していることから、当該期間に応じて収益を認識しております。

なお、履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品またはサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対

価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

□. 教材の販売に係る収益認識

当該サービスの提供については、主として顧客である塾生への教材の販売を行っており、これに関して当社グループが提供する業務を履行義務としており、教材の販売等においては、顧客への引渡完了時に物品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足していると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

ハ. 入塾金に係る収益認識

当該サービスの提供については、顧客である塾生に対して授業等を受ける権利を提供することを履行義務としており、入塾金収入は、顧客である塾生との入塾契約に基づき入塾金として一時に受領し、その履行義務がサービス提供期間である塾生の在籍期間にわたり充足されるものと考えられることから、その平均在籍期間にわたり収益を認識しております。平均在籍期間は、過去の実績に基づき入塾から退塾までの期間を平均し算出しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、8～10年間の均等償却を行っております。なお、重要性の乏しいのれんは発生時に一括償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

□. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

株式会社集学舎に係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社集学舎に係るのれん 312,680千円

減損の兆候は認められるものの、割引前将来キャッシュ・フローがのれんを含む資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

株式会社集学舎に係るのれんは、2018年に同社を買収した際に計上されたものであり、10年間の均等償却を行っております。

また、買収時に見込んだ事業計画の達成状況等を確認し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローとのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積もっております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画における塾生数の予測であります。塾生数は過去の実績を基礎に、新校出校の計画を反映して算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

外部環境等の変化により、塾生数が仮定と異なる結果になった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 当座貸越契約額

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,100,000千円
借入実行額	－千円
差引額	3,100,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	19,012,452株	－株	－株	19,012,452株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	93,149株	682,000株	243,044株	532,105株

(注)当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が所有する当社株式92,829株が含まれております。なお、自己株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得682,000株によるものであります。自己株式数の減少243,044株は、従業員持株会を割当先とする譲渡制限付株式としての自己株式242,800株の処分及び従業員対象株式付与

ESOP信託244株の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2024年6月25日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項	
・配当金の総額	570,371千円
・1株当たり配当額	30円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月26日

(注) 2024年6月25日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金がそれぞれ1,724千円、1,067千円含まれております。

2024年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	274,955千円
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年11月28日

(注) 2024年10月31日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金がそれぞれ862千円、533千円含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2025年6月26日開催の第51回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	742,927千円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月27日
・配当の原資	利益剰余金

(注) 2025年6月26日定時株主総会に付議する配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が所有する、当社株式に対する配当金がそれぞれ2,299千円、1,414千円含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。また、資金調達については銀行借入及び社債の発行等による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、未収入金回収細則に従い、運営部において、月次単位で回収状況を把握する体制としております。

有価証券は、短期間で決済される譲渡性預金であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されており、当該リスクに関しては、経理部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

差入保証金は、貸主の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、貸主の状況の変化を把握できる体制となっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その大半が1ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に校舎設備に必要な資金の調達を目的としたものであり、リース期間は最長7年であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社毎に月次単位で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券 ^{※2}	655,996	655,996	-
(2)差入保証金	3,393,177	2,483,268	△909,909
資産計	4,049,173	3,139,264	△909,909
(1)リース債務	482,681	469,965	△12,716
負債計	482,681	469,965	△12,716

※1. 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「有価証券のうち譲渡性預金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」については、現金であること、預金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	13,321

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	655,996	－	－	655,996

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	2,483,268	－	2,483,268
リース債務	－	469,965	－	469,965

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

主として校舎の賃借先に差入れているものであり、その運営が長期の展開となるため、返還時期は長期間経過後となります。これらの時価については、返還時期の見積もりを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

小学部	20,965,487千円
中学部	12,107,929千円
高校部	1,745,196千円
その他	251,378千円
合計	35,069,991千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高等

当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権、契約負債があります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「営業未収入金」に計上しており、契約負債は「前受金」に計上しております。

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 1,984,867千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 2,123,469千円

契約負債（期首残高） 818,266千円

契約負債（期末残高） 888,587千円

契約負債は、顧客との契約に基づく授業、講習会、合宿等のサービスの対価として顧客から受領する前受金や、顧客との入塾契約に基づき受領する入塾金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、784,092千円であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益は該当ありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足又は部分的に未充足の履行義務は、当連結会計年度末において888,587千円であります。当該履行義務は、期末日後1年以内に852,846千円が収益として認識されると見込んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 821円67銭

1株当たり当期純利益 127円05銭

(注) 当社は、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が所有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が所有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度92,829株）。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度93,010株）。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	10,247,097
現金及び預金	7,188,611
営業未収入金	2,014,627
商品及び製品	123,616
原材料及び貯蔵品	73,281
前払費用	697,619
関係会社短期貸付金	103,426
その他	48,959
貸倒引当金	△3,045
固定資産	13,657,409
有形固定資産	4,616,358
建物	7,982,142
減価償却累計額	△4,814,986
建物（純額）	3,167,156
構築物	120,021
減価償却累計額	△100,360
構築物（純額）	19,661
工具、器具及び備品	1,276,773
減価償却累計額	△971,876
工具、器具及び備品（純額）	304,896
土地	688,224
リース資産	1,085,601
減価償却累計額	△649,182
リース資産（純額）	436,419
その他	6,686
減価償却累計額	△6,686
その他（純額）	0
無形固定資産	1,417,012
ソフトウェア	838,113
ソフトウェア仮勘定	136,773
のれん	413,171
その他	28,952
投資その他の資産	7,624,038
投資有価証券	653,664
関係会社株式	2,122,539
長期前払費用	444,704
関係会社長期貸付金	54,238
繰延税金資産	995,972
差入保証金	3,350,947
その他	11,121
貸倒引当金	△9,150
資産合計	23,904,506

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	5,335,644
買掛金	361,371
リース債務	170,136
未払金	811,391
未払費用	1,117,370
未払法人税等	912,051
未払消費税等	397,753
前受金	682,793
預り金	49,516
賞与引当金	682,792
役員賞与引当金	22,802
株主優待引当金	127,664
固定負債	3,417,344
リース債務	274,000
退職給付引当金	1,080,105
預り保証金	37,900
資産除去債務	1,959,940
役員株式給付引当金	44,166
従業員株式給付引当金	20,759
その他	472
負債合計	8,752,989
純 資 産 の 部	
株主資本	15,008,262
資本金	2,014,172
資本剰余金	2,095,752
資本準備金	1,963,121
その他資本剰余金	132,631
利益剰余金	11,689,584
利益準備金	17,388
その他利益剰余金	11,672,195
別途積立金	220,000
繰越利益剰余金	11,452,195
自己株式	△791,246
評価・換算差額等	143,254
その他有価証券評価差額金	143,254
純資産合計	15,151,517
負債・純資産合計	23,904,506

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	33,262,252
売上原価	22,867,801
売上総利益	10,394,450
販売費及び一般管理費	6,901,455
営業利益	3,492,995
営業外収益	153,667
受取利息	4,787
受取配当金	96,003
業務受託料	19,069
その他	33,806
営業外費用	49,680
支払利息	8,636
固定資産除却損	23,958
自己株式取得費用	10,529
その他	6,556
経常利益	3,596,982
特別損失	79,901
子会社株式評価損	79,901
税引前当期純利益	3,517,080
法人税、住民税及び事業税	1,262,210
法人税等調整額	△107,071
当期純利益	2,361,941

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2024年4月1日期首残高	2,014,172	1,963,121	56,841	2,019,962	17,388	220,000	9,935,581	10,172,969	△113,426	14,093,678
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△845,326	△845,326		△845,326
当期純利益							2,361,941	2,361,941		2,361,941
自己株式の取得									△1,052,908	△1,052,908
自己株式の処分			75,790	75,790					375,087	450,877
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	75,790	75,790	-	-	1,516,614	1,516,614	△677,820	914,584
2025年3月31日期末残高	2,014,172	1,963,121	132,631	2,095,752	17,388	220,000	11,452,195	11,689,584	△791,246	15,008,262

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日期首残高	122,213	122,213	14,215,891
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△845,326
当期純利益			2,361,941
自己株式の取得			△1,052,908
自己株式の処分			450,877
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	21,041	21,041	21,041
事業年度中の変動額合計	21,041	21,041	935,626
2025年3月31日期末残高	143,254	143,254	15,151,517

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～60年

構築物 10年～20年

工具、器具及び備品 3年～18年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充当するため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 従業員株式給付引当金

「株式付与ESOP信託に関する株式交付規程」に基づく従業員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑦ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

① 授業・講習会・合宿等のサービスに係る収益認識

当該サービスの提供については、顧客である塾生に対して授業等を提供することを履行義務としており、顧客との契約に基づく受講期間において授業等を提供した時点で履行義務を充足していると判断していることから、当該期間に応じて収益を認識しております。

なお、履行義務の識別に際し、当社が当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品またはサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社が当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社が代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 教材の販売に係る収益認識

当該サービスの提供については、主として顧客である塾生への教材の販売を行っており、これに関して当社が提供する業務を履行義務としており、教材の販売等においては、顧客への引渡完了時に物品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足していると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

③ 入塾金に係る収益認識

当該サービスの提供については、顧客である塾生に対して授業等を受ける権利を提供することを履行義務としており、入塾金収入は、顧客である塾生との入塾契約に基づき入塾金として一時に受領し、その履行義務がサービス提供期間である塾生の在籍期間にわたり充足されるものと考えられることから、その平均在籍期間にわたり収益を認識しております。平均在籍期間は、過去の実績に基づき入塾から退

塾までの期間を平均し算出しております。

- (6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、8～10年間の均等償却を行っております。
- (8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

株式会社集学舎株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式に含まれる株式会社集学舎株式 1,559,900千円

株式会社集学舎株式は取得原価をもって貸借対照表価額としており、超過収益力等を反映した実質価額と取得原価の比較の結果、実質価額が著しく低下していないため、評価損は計上しておりません。

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは減損処理を行っております。実質価額は原則として当該株式の発行会社の純資産額を基礎としますが、これに超過収益力等を反映させる場合があります。超過収益力等は、株式取得時の当該関係会社の純資産額と実際の取得原価の差額を基礎として算出しますが、事業計画とその後の業績の乖離等から超過収益力等が毀損していると判断した部分については実質価額の算定には含めません。

株式会社集学舎株式は超過収益力を評価して取得しているため、当該超過収益力を反映させた実質価額により判定を行っております。超過収益力は、事業計画の達成状況等を確認することにより、毀損の有無を確かめております。

② 主要な仮定

株式会社集学舎株式の評価における主要な仮定は、超過収益力の毀損の有無の判定の基礎となる将来の事業計画における塾生数の予測であります。塾生数は過去の実績を基礎に、新校出校の計画を反映して算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

外部環境等の変化により、塾生数が仮定と異なる結果になった場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	20,291千円
長期金銭債権	120千円
短期金銭債務	7,356千円
長期金銭債務	29,644千円

(3) 当座貸越契約額

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,000,000千円
借入実行額	－千円
差引額	3,000,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

営業取引による取引高	4,847千円
営業取引以外の取引高	165,710千円

(2) 子会社株式評価損

当事業年度末において、連結子会社である株式会社幼児未来教育の株式について、子会社株式評価損79,901千円を特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	93,149株	682,000株	243,044株	532,105株

(注) 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が所有する当社株式92,829株が含まれております。なお、自己株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得682,000株によるものであります。自己株式数の減少243,044株は、従業員持株会を割当先とする譲渡制限付株式としての自己株式242,800株の処分及び従業員対象株式付与ESOP信託244株の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

賞与引当金	209,071千円
未払事業税	67,242千円
退職給付引当金	340,449千円
関係会社株式評価損	252,013千円
資産除去債務	617,773千円
その他	161,614千円
繰延税金資産小計	<u>1,648,164千円</u>
評価性引当額	<u>△261,295千円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,386,868千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△65,937千円
資産除去債務に対応する資産	△324,948千円
その他	△9千円
繰延税金負債合計	<u>△390,895千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>995,972千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.65 %
住民税均等割等	3.00 %
のれん償却額	0.53 %
賃上げ促進税制による税額控除	△2.30 %
評価性引当額の増減	0.78 %
その他	0.10 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.84 %</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は17,045千円増加し、法人税等調整額が18,928千円、その他有価証券評価差額金が1,882千円それぞれ減少しております。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	1,104,781千円
未認識数理計算上の差異	△24,675千円
退職給付引当金	1,080,105千円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	81,544千円
利息費用	11,348千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,772千円
退職給付費用	合計 94,665千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	1.0%
数理計算上の差異の処理年数	8年

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)野田学園	直接 100.0%	役員の兼任 不動産の賃貸借	事務所の賃貸借	42,716	前受金	3,915

(注) 不動産の賃料につきましては、近隣の実勢価格を勘案し、協議の上、社内規程で定められた手順に則り決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「注記事項（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	819円87銭
1株当たり当期純利益	128円30銭

(注) 当社は、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度92,829株）。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度93,010株）。

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社早稲田アカデミー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬美智代

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田口雄規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上